

統計法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 別表第三に規定する学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に幼保連携型認定こども園を追加すること。（別表第三関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）